

1. 件名

三菱原子燃料株式会社の加工施設の設計及び工事の計画の変更について
(行政相談)

2. 日時

令和4年4月28日(木) 13時30分～14時15分

3. 場所

原子力規制庁 10階会議室 (TV会議により実施)

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部

審査グループ 核燃料施設審査部門

小澤安全管理調査官、有田安全審査官、鈴木安全審査専門職、
内海安全審査専門職

検査グループ 専門検査部門

早川上席原子力専門検査官、千葉主任原子力専門検査官

三菱原子燃料株式会社

大和矢取締役社長 他5名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っ
ております。

6. 配布資料

資料1 : MSR-22-011R1 設工認“変更内容”の記載内容に関する総点検
ー設工認変更が必要な項目についてー

資料2 : MSR-22-011R1 補足資料-1 設工認“変更内容”の記載内容に
関する総点検ー設工認変更が必要な項目についてー 【概要説
明資料】

資料3 : MSR-22-008 分析設備において設工認申請する機器選定の考え
方について

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	はい、規制庁有田です。それではただいまから、
0:00:05	三菱原子燃料の設工認に係る行政相談の面談を開始します。
0:00:11	本日は
0:00:18	まず、以前に認可しましたフェス効率の軽微変更についての行政相談と いうことで、三菱原子燃料の方から配布資料を、
0:00:28	アピールされておりますのでそれに基づいて説明をお願いします。
0:00:50	意見です。それでは資料の説明を始めさせていただいてよろしいでしょ うか。
0:00:58	はいお願いします。はい。
0:01:03	三菱原子燃料です。資料の説明の前に、出席者の確認をさせていただい てよろしいでしょうか。はい。はいどうぞ。はい。
0:01:10	はい。三菱原子燃料側ですが出席者はですね社長のヤマトヤ。
0:01:17	はい。
0:01:18	それから伊勢生産管理部、時間のシミズ。
0:01:23	はい。
0:01:24	台宿設備技術課のナガトシ。
0:01:27	それから、設備技術課の被害。
0:01:31	できるからナカヤマ、
0:01:33	それと安全本部、以上になります。市長さん出席者お願いいたします。
0:01:39	規制庁からはまず審査部門から、
0:01:44	オザワアリタウツミスズキ 4 名。
0:01:48	ですね、検査からは
0:01:56	千葉香山は何名ですかね。
0:02:05	1 ページ目ですね承知しました。それでは資料の説明に移らせていた だいてよろしいでしょうか。
0:02:13	はい。じゃあお願いしますはい。それではMF たし、先日提出しました MMR22001。
0:02:22	結構に変更内容の記載内容に関する点検という資料について、清さん、 管理部の清水からご説明させていただきます。よろしくをお願いします。
0:02:38	はい、それではMF の電算管理部の清水でございます。資料の説明をさ せていただきます。F S R 22-011 ということ、先日 4 月 1 日の面談 でご説明申し上げたものからですね、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:53	追加項目がございますので、改正箇所という形ですね三角印で説明の追加というところに記載させていただいております。
0:03:04	まず本文なんですけれども本文ではですね、前回の典型んから加えましてですね、当社でやりました使用前事業者検査記録の自主点検の結果と、
0:03:18	建物の火災区域に関する総点検をですね追加で新たに実施いたしましたところですね、具%疇津等に変更しようですね、申請書ですね、変更すべき点があったということございまして、こちらの報告をさせていただくものでございます。
0:03:35	その旨をですね、万博マークをつけてですね、決めさせていただいております。
0:03:41	本文のところはこのようなことで、別紙 1、1 人、別紙 1 におきましてもですね、同様に三角マークをつけさせていただいてふやしてい。
0:03:54	両部屋、
0:03:58	内容につきましては、補足資料のところの改定課長の方から説明としてしました。
0:04:07	変更箇所でございますが、21 ページ資料のですね補足資料の 21 ページをご覧くださいませでしょうか。
0:04:15	右上にですね三角 1 と書いてまして項目追加と書いてあるところのページがその該当でございます。
0:04:22	設備関係で五つ建物関係で三つほど追加をさせていただいております。
0:04:31	まず 22 ページでございますがこれは気体廃棄設備関係のものでございます。
0:04:37	廃棄、逆流防止ダンパーで屋外の境界部とありますけれども、使用表の変更内容に屋外の家財境界校正のため逆流防止ダンパの設置場所を変更する各廃棄等、
0:04:51	矢印屋内と π でございます。しかしですね、木津の方は、排気塔のですねそこにへばりつくようにくっついて言葉というか排気塔の内側というか屋外側というか、
0:05:05	そこにパルプ用に物理的には実際にはこちらの位置が正しくてですね、これは従来から変わっていないということございまして、
0:05:15	この仕様表のですね変更内容のところ誤っているということがわかりました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:22	こちらはですね、この鉄塔の経緯ですけれども、他のですね、逆流防止ダンパ様々ございますけれども、その中で屋外から排気棟屋内にというふうなことを記載しているものがありましてそれと同じものを記載してしまったというものでございまして図の記載の方が実態と合っております。
0:05:43	こちらはですね、図のほうで見てしまいましたのでこれまで気がつかなかったというものでございます。
0:05:50	今後の対応といたしましてはこの仕様表の変更内容のところの当該部分を削除させていただきたいと考えております。
0:05:59	内容的にはですね変更記載の見直しでありまして資料に変更はなく影響はございます。
0:06:08	この次のページでございます。22 ページでございます。同じく気体廃棄設備の中でも (3) 工程のエアフィルターでございます。
0:06:17	こちらで金属ボール等ですね滝金属カバーのところですがけれども R アンサーボルトをですね、
0:06:27	エルダーに実際には XXXXXXXXXX 、失礼しました。ここはちょっと言っちゃいけないところでございます。
0:06:33	実際の使用してる材料に加えてですね別の材料を記載していると。
0:06:39	ということでございました。
0:06:41	こちらはですね実際には一方の方をしか使っておりませんので、もう一方の方は削除させていただきたいと考えており、
0:06:52	法人作成段階でですね、これもですね他のものと同じようにですね、二つ書いてしまったんですけれどもこちら、一方しか使っていない。
0:07:03	ということでございました。
0:07:06	工事の段階ではご期待されている材料を使っているのも特に問題ないと考えてしまいまして検査の段階でも同じように記載されているもので検査したので問題ないと判断してしまいました。
0:07:19	今後の対応としてはこの余計な記載を削除させていただきたいと考えております。
0:07:27	技術基準への影響はですね、もちろん使ってるものどちらもほぼ等価のものでございますので技術基準への影響はございます。
0:07:40	次にですね、23 ページでございますが、同じく気体廃棄設備のうち、(1) (2) 工程のエアフィルターでございます。
0:07:50	こちらはですねボルトタイプをですね、代表と招待でございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:57	代表の方で過去の期待とするところを招待分の代表のものを書かなければいけないんですけども、異なったボードサイズを記載してしまったというものでございます。
0:08:11	こちらはですね鉄砲人の経緯でございますが代表でございますのでこちらの方を見ずにですね詳細の方を示しているということで、
0:08:21	代表の方の記載というものに、ちょっと期待感が至らなかったというものでございます。
0:08:30	工事段階では、この調達の方で見ているので特に動かなかなくデータも同じように不都合がなく、しまったというものでございます。
0:08:42	今後の対応でございますが代表の方を記載を修正させていただきたいと考えております。
0:08:51	非常に基準への影響はこちらも記載の内容の見直しでございますので、非常に変更はございませんので影響はございません。
0:09:03	次にですね、同じく北井ーウツミですが（6）排気ダクトダンパーなんですけど、
0:09:10	これはですね、この
0:09:13	部屋ですねところなんですけれども、土木管理費、廃液処理施設、施設に設置されているですね、設備をですね何て言うんですか、ズーのところですねこの系統図のところに書いてある、
0:09:31	装置と書いてありまして、その当時のがですね廃液てる設備の（3）と、もう入ってフードボックスが繋がってるんですけど、この設置場所がですね、
0:09:42	廃液処理だったので、ここはですね、言ってみれば置いてるところがちょっと違ってたというものでございまして、置いているところが系統図のところちょっと書きゆてるところが違っているというものでございます。
0:09:59	実際にですね配置図とか配置図はですね、この7時で出てくるので6時ではですね、どこにどう繋がるんですかっていう繋がりだけを書いてあったんですけども、
0:10:09	部屋名のところに違う部屋のところを変えてしまったというものでございます。
0:10:18	工認上の経緯でございますけれども、
0:10:23	部屋名をですねちょっと間違ったところの系統に変えてしまうというのが問題でございましたが、実際にですねこの灰搬送設備でございまして、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:35	特にですね、変更はしておりませんので、工事段階廃棄物を特に問題なく書いておりましたので、そういったところに何、
0:10:47	系統図のところの部屋のところの違いでこんな気がつかなかったものでございます。
0:10:53	検査段階でもですね、同じように、実際の配置 70 の範囲で正しく確認されておりますし、系統そのものは繋がってることを確認しておりますので、
0:11:03	店舗に変更の必要性に%が至らなかったものでございます。
0:11:08	広報の対応はですね、このケースに記載されてる設備を変更するというものでございます。
0:11:16	技術基準への影響でございますが、これは部屋より置いてるとこの部屋目の系統図の方の間違いでございますして、非常に変更はございませんので影響は当然、
0:11:31	引き続きまして 26 ページでございます。こちら気体廃棄設備のですね、構成のエアフィルターの系統図の員数のフィルター番号の記載不備でございます。
0:11:42	加工と成型工場フィルターに設置している工程のエアフィルターと、あのですね、系統の高性能エアフィルタ、
0:11:53	二つあるんですけども、これらはですね、仕様表とを系統的させる技術はコスト番号ですね、ちょっと入れ違いでですね、記載してしまったというものでございます。
0:12:05	2×2 と書いてあるところで 4×2 と書いてあるところがあるんですけども、これがね、
0:12:12	ひっくり返るとい形で書いてしまったというものでございます。
0:12:20	公認上の経緯でございますけれども、これはもう単純に伺ってしまったというものでございまして、工事段階ではですね、工事計画通りに考慮した。
0:12:33	検査段階でございますけれども、
0:12:37	配置検査では高性能エアフィルタ実際の配置と配置の記載があつてるということを確認しておりました。
0:12:43	外観検査ではザップが工程内フィルターに接続されてることを確認しておりまして、
0:12:48	はい、外観検査に問題がなかったこと、それからテントのですね系統のところも合流してるということから系統検査誤認してしまいまして、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:59	系統図に誤りがあることに気がつかなかったものでございます。
0:13:04	今後の対応ですが費用表のインド及び系統に記載された阿部と加古。
0:13:09	この二つのですね、系統の電波コスト番号を
0:13:15	ひっくり返していただいているというものでございます。
0:13:20	こちらはですね、スケジュールの方ですけども、系統の記載を適正化するものでございまして、根木基準への影響はございます。
0:13:31	続きまして建物の方の追加項目についてご説明申し上げます。
0:13:40	43 ページでございます。
0:13:42	右上に満額マークが書いてございます。加工棟 2 階のフィルタの入口設備のガラリ保守についてでございます。
0:13:50	この加工棟のですね、点検工場 2 階のですね、フィルターの入口にアルテックにはガラリがついてございました。
0:13:58	ところが当該鉄扉は課題区域の境界になっておりますので既存のガラリを鋼板で補修する必要があります。
0:14:07	結構人の作成段階ではですね、当該天日にガラリが設置されているということを認識しておりませんで特段ですね考慮されないまま、設工認申請書が作成されてしまいました。
0:14:20	当該部分の工事計画がございませんでしたので工事の段階でも気がつかず、検査段階でもですね、施工の変更内容に記載されているような対応内容のみでよいと判断してしまい、
0:14:32	この部分をかなりのところにおりませんでした。
0:14:38	今後の対応としましては既存のガラリを後半で補修をいたします。
0:14:43	このことを資料表の変更内容に伝え、
0:14:46	島に近いさせていただきます。
0:14:50	技術基準への影響でございますが要求事項に合致するように講じさせるものでございまして、技術基準への影響はございます。
0:15:01	44 ページでございますが、除染分析の作業 (2) (2) のところですね、壁にですねガラリが設置されておりました。
0:15:13	このガラリはですね、後半で補修する必要があります。
0:15:18	これも同様にですね当時の経緯としては壁に替わりが設置されているということをちょっと認識しておりませんで当該壁の大貝は特段考慮されないまま、設工認が作成されてしましまして、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:31	先ほど申しあげました通り工事段階検査段階でも同様に、工事がなかったことそれから主要な改造内容を検査してばよいと判断してしまったことから、
0:15:41	今に至ってございます。
0:15:45	今後の対応としては、その周りを鋼板で募集いたします。
0:15:49	このことを使用料の変更内容に、等について、
0:15:55	こちらはですね、工認のを、この火災区域の要求事項に合致させるような改造工事でございます。非常に変更はなく影響はございません。
0:16:09	次にですね、45 ページでございますが、第 2 加工燃料倉庫の入口の添付のガラリ募集でございます。
0:16:18	こちらはですね、43 ページのところの説明したものと、経緯等は同じでございます。
0:16:25	入口のところのタケダにですね、ガラリがついておりましたので、これに対して同様に対応させていただきたいと考えております。
0:16:38	以上をもちましてですね、変更点内容のご説明とさせていただきたいと思っております。
0:16:44	こちらからは、名としては以上でございます。
0:16:49	はい。
0:16:50	規制庁春田です。フロア。
0:16:56	いや今の仕様についてです。
0:17:03	多分、はい。
0:17:05	ちょっと今三菱の方で拾った音が何か、こっちにもう 1 回何か、
0:17:14	余震されて今音が二重に入ってきたんですけど後そちらが見えてるのが調整できますかね。
0:17:26	三菱原子燃料音が 20 人入ってますか。
0:17:30	いや、私がしゃべった音声こそちらのスピーカーに入ってさらにこっち持ってきてるみたい。
0:17:51	ページ、すいませんこちらちょっとミュート処理をお答えしましたのでちょっとアリタの発言される際にこちらでミュート処理いたします。すいませんお願いします。
0:18:04	じゃ再開しますけどただいまの説明のあった資料について、質疑を始めたと思います。
0:18:16	私から 2 点ちょっと聞きたいんですけど 1 個
0:18:21	01 一番の 7 ページ、一覧表になってるやつで、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:29	ボードサイズを、は、修正された話ですけど、
0:18:34	今日これ省サイドからの代表の清層以下が間違ってたってだけで、実際、耐震評価なんかこの詳細図に書いてる、正しい数字に基づいて評価してるってことですよね。
0:18:52	三菱原子燃料のシミズ、この通りでございます。
0:18:56	わかりました。もう一つなんですが、
0:19:00	同じく 01 一番の、
0:19:03	資料の 12 ページの、
0:19:07	先生方による問題点ってのは、例えば 28 万からなんですけど、
0:19:12	炊事に閉止する機構がついていたガラリが必要ってあるんですけど、これ、
0:19:16	閉止する機構ってのは今回新たに改造すると言ってるその鋼板つけるっていうことを意味した方がいいんですよね。
0:19:27	水井警備燃料の清水でございます。その通りでございます。
0:19:36	はい、わかりました。はい。
0:19:42	ありと私からは以上です。
0:20:02	他、何か大高ございますでしょうか。
0:20:17	規制庁座ですけれども、
0:20:20	大丈夫これでしょ。
0:20:21	ある場合、
0:20:23	今ご説明いただいた資料の、
0:20:26	20、
0:20:31	22 ページ。
0:20:34	これ材料が、
0:20:37	使ってない材料がこう記載されていたってところなんですけれども、技術基準への影響というところで、実際、
0:20:48	評価上は使っていないもので評価してるという状況ではなくて、きちんと使用しているもので評価をしていて、その評価結果が、
0:20:59	記載されているっていう点検度等に、添付資料等に記載されているっていう状況と理解してよろしいですか。
0:21:10	はい。
0:21:12	東原常務、志水でございます。その通りでございます。
0:21:18	わかりましたそうすると、材料一覧のところのみに、使用していない材料が記載されてんだと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:27	そこの部分だけの5号機の類ですってというような、
0:21:31	ことと理解しましたけれども、よろしいですか。
0:21:37	水井県の清水です。その通りでございます。
0:21:43	続いて、23ページ。
0:21:47	についても、サイズが、実際取り付けられているサイズが、と違いましたってところボルトのサイズが違いましたってところでございますけれども、
0:21:59	こちらの方も、耐震のその評価であったりとか、添付に記載されている評価結果というのは、正しいもので、記載されている、評価されて記載されているという理解でよろしいですか。
0:22:16	三菱原子燃料の清水です。その通りでございます。
0:22:20	わかりましたちょ本件についても、
0:22:25	申請書の
0:22:27	修正修正する箇所というのは、
0:22:34	実際に記載とあれですか材料一覧とこの図面両方っていう形になるんですかね。
0:23:01	水東原吉見です。その通りでございます。
0:23:05	はい。規制庁の荒です。わかりました。
0:23:30	あ、規制庁の荒です私からは以上です。
0:23:42	じゃあ、
0:23:44	続いて、008番の資料についての説明をお願いします。
0:23:53	水木元清野クサマです。それでは提示させていただきました資料MMR 22の008年ね。
0:24:00	についてご説明しました右の方からですね、ご説明させていただきます。
0:24:05	この資料ですね、前回4月5日1日の面談時にですねいただいた分析設備の申請範囲を明確にというコメントを踏まえまして、事業者がですね、設工認提唱におけるですね、分析設備をですね、
0:24:19	従前からどのように、選定したかという考え方をですねまとめたものです。要は分類設備の新設の考え方を述べさせていただきます。
0:24:30	まずですね、今回事業者がですね、ループ設備の購入について実施するにあたりですね事業所として考えれば、まず一つはですねベースとして
0:24:41	事業許可の中に形成された安全機能一覧ですね、こちらに記載された設備ですね、ベースとしまして、次、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:52	事業許可ですね加工の方法におけるですね分析設備の記載ですね。
0:24:57	ここからですね、該当する設備をですね具体的に具体的に選定しております。
0:25:03	(ウ)、またはですね、これに対してまたは分析設備においてですね、使用する電気に対して、臨界安全ですとか閉じ込め、遮へい機能、火災爆発、外部衝撃とかのハザードですね。
0:25:16	こういったものを想定しまして、これらのハザードに対する防護をですね、発生防止とか拡大防止影響緩和とか、そういったものを期待するですね機器を選定して、
0:25:26	これにですね、該当するか否かの選別を行いまして、設工認実績を選定しております。
0:25:36	具体的な選定結果ですね、4 ページ目以降の表にお受けしますが、個別にですね、プロセスをですね説明していきたいと思います。
0:25:46	まずですね、1 番目としまして、事業許可申請書に記載したですね、安全機能一覧に記載された設備ですねこれとしてこういったものが抽出されるかといいますと、
0:25:57	分析設備の場合ですね、同位体分析設備、不純物分析設備、
0:26:03	藤江特定設備、資料回収ボックス不純物分析植栽設備、
0:26:07	灯等がまず選定されます。
0:26:11	これに対してですね、次に、加工の方法で分析設備、こういったものを書いてるかというのを考えますと、3 ページ目開けていただきますと、具体例をちょっとお示ししております。
0:26:24	3 ページ目の表 1 ですね、こちらの左側ですね、こちらが事業許可における分析設備の加工の方法の記載になっております。
0:26:33	これに対して右側ですねこちらがこの記載を受けてですね、抽出した機器があります。
0:26:38	例えば加工の方法と言いますと上から 2 行目にですね、こういった分析設備、不純物分析施設と加工、記載されてますが、これをですね、この点についてなんだ、具体化をですね、図って抽出しています。
0:26:53	例えば同位体分析設備でしたら、※2 番つけておりますが、表面電離型質量分析装置の (1) と (2) 、
0:27:01	不純物分析装置で田尾米田 3 番でリンクを飛ばしておりますが、来た発光分光分析装置 I P P の分析装置等を列挙します。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:12	この抽出過程の中で1ページに戻っていただきまして、この抽出の過程ではですね分筆操作そのものに関する機器を申請きちっとしております、
0:27:23	例えば分析調査ですと、資料の分析資料の準備とか後片付けに必要な機器も登場して、登場するような機器ですとか、一般的な実験器具、例えば作業台ですとか、
0:27:34	加熱器具とがバランスする人が出てきますが、こういったものは、都心正規の対象から外しております。
0:27:42	まずこれが二つ目の考え方でございます。
0:27:45	次に三つ目でございますが、分析設備に使用する電気に対してハザードですね、解析しております。これも同じように3ページにちょっと整理させていただきます。
0:27:56	分析設備影響にですね、3ページの表になります。
0:27:59	分析設備の場合ですと想定されるハザードが二つございまして、外部衝撃、これはF3竜巻に対する衝撃とあと臨界安全というものが関わってきます。
0:28:10	まず、外部衝撃に対して期待するものとしましては、サンプル保管庫ですね、を想定します。これはなぜかといいますとその右側にお掛けしてありますが、
0:28:20	分析設備である転換工場や、除染室、分析室ですねこちらはF3竜巻に対して建物の健全性が期待できないことからですね、F3竜巻に備えて分析装置の裏をですね、
0:28:34	ハンドル保管庫に収納するという機能を設定しております。ゆえに、サンプル保管庫を施工に親戚として挙げております。
0:28:43	それから、臨界安全に関しましては、保安秤量器の分析位置と分析2というものを挙げております。
0:28:50	こちらですね、分析設備の設備機器の臨界安全ですね個別に核的制限値を設定して担保するものではなくてですね、分析設備のエリアにある、ウランですねこちらの質量ですね。
0:29:02	管理することにより臨界安全を担保しております。このエリアにですね浦野デイリーさを赤にしなければなりません、その感じる機能をですね、担っている、今日料金がですね先ほど述べました。
0:29:15	保安橋梁の江藤理事計画一度分析(2)になります。
0:29:21	こういった形で、整理させていただきます、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:26	取り組み実績を選定しております。
0:29:28	なおですね分析設備ではですね、それ以外のハザードですと火災爆発とか、熱水そういったものも想定されますが、品質説明に関しましては熱的制限値、制限値を設定しなければいけない機器。
0:29:39	とか、維持をするために必要な機器ですね、そういったものはございません。
0:29:45	また、分析説明ですねサンプル保管庫を除き、タイプで負担する恐れのあるウラン粉末を少量以下で取り扱う機器でございまして、裏の取り扱いに関しては、認定を受けた作業。
0:29:58	だから、管理それで取り組むよう管理という観点から、機材の閉じ込めの考慮が必要な機器には該当しないものというふうに考えております。
0:30:08	その結果をですね、4ページ以降にお示ししておりますが、縦軸がですね、縦軸に出ています。ですねこれは当社のですね、分析設備で、
0:30:20	使用いたします機器の一覧になっています。
0:30:23	それに対してですね、2行目にですね、2列目に、主な用途化させていただきます。あと3行目にですね、取り扱いをですね、を明記させていただきます。
0:30:35	で、4列目にですね、実際の設備の申請状況ということで、二重丸をお掛けさしていただいているのが、設備について対象として挙げさせていただいているものでございます。
0:30:49	あと、
0:30:51	5行目のですね、左から5行目の②とか③というところは、先ほど申させていただきますいただいた過去の方法で該当するかどうかってところを、二重丸とバーで特別をさしていただいております。
0:31:04	3、③番、6列目ですかね、サンリツが想定するハザードに関して、想定する、
0:31:13	該当するかどうかってところを、二重丸とバツファで表記をさせていただきます。
0:31:19	以上簡単になりましたが、江藤分析設備の渡船注意に関する考え方は、説明は以上になります。
0:31:44	それではただいまの資料について、
0:31:47	質問とかありましたらお願いします。
0:32:15	今アリタですけど今の資料の4ページで、
0:32:22	下の方に少量機ってやつらを幾つかあって、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:26	秤量器のうちなんか秤量器分析自分的にはこれそこに対象になってて、
0:32:32	一方とこの4ページの下の表リョービ(1)表面。
0:32:36	特定飼料用とかおんなじ秤量器の中では結構に対象となっているやつにな ってないやつはいるんですか。
0:32:43	ここの違いってどういう違いなんですかね。
0:32:49	三菱電機の草間です。先ほど申しあげました保安秤量器の各分析(1) とか分析(2)というのは、あくまでも委員会の必要性ですねこちらを 管理するために設定している橋梁、使ってる秤量器でございます。
0:33:05	一方ですねアリタさんがおっしゃっていただいた、これが協力(1)秤 量器(27)ですね、分析作業で、分析、
0:33:15	資料をですね確定させるために、作業場を使っている表で、こちらは臨 界安全とかそういったものをですね、そういった管理するものではない っていう、区別をしております。
0:33:26	以上です。
0:33:28	有田です。了解しました。はい。
0:33:42	今、テストに対象となっている。
0:33:47	そのうちになってきた。
0:35:47	規制庁材ですけれども、
0:35:50	今のご説明なんですけれども、
0:35:54	秤量器について、分析、
0:35:58	本秤量器分析12、二つは設工認対象でそれぞれ以外は対象ではないない というご説明されたんですけれども、
0:36:08	核的制限値としてその対象としているのは、決してこの二つだけじゃな くて、その部屋の中で、
0:36:18	うんへ部屋に対してのその管理をしているということであれば、その部 屋で取り扱う設備機器全体に対して、
0:36:26	同様の対象になるのではないのっていうふうに思うんですけれども、
0:36:33	そのところはどのような考えに基づくんでしょうか。
0:36:41	石毛清野クサマですオザワさんのご理解の通りでエリアとしていわゆる 部屋として必要制限を担保しておりますので、整理のですね資料を管理 してるのが保安補助金。
0:36:54	分析の時になりまして、この秤量器で必ずエリアに入っている、あるラ ンドがですね、
0:37:03	核的制限値以下であるということを保証しております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:13	そういう考え方ですね。はい。以上です。そうすると、規制庁だですけども、そのたの秤量器とかで、測定するっていうのは
0:37:28	分析位置とか分析の秤量器を内数等としてカウントした後に、またそ個別にせ、
0:37:38	分析するっていうその後の話をされてるっていうことですか。
0:37:44	三菱原子燃料の草間です小澤さんのご理解の通りで、 XXXXXXXXXX 、ごめんなさい。マスキングお願いします核的制限期間の質量以下の範囲です、は、
0:37:57	割り振る時の形状ですね、大坂らのやっている補助金が先ほどの橋梁1相料金とかになります。
0:38:08	規制庁です次、MNFの考え方は理解しました。
0:38:18	とアリタです。確認ですけどこの法案今日料金の使い方の具体的なイメージとしては例えば下の中に、
0:38:26	浦申し込むときに何グラムっていうのを記録して行って、それらの合計質量が設工認が定めるヒアリ全体の
0:38:37	上限に達しないことを確認するために、
0:38:40	測ってるものであって、
0:38:43	他の秤量ケースだけ部屋の中で行ったり来たりするわけなんで別に臨界評価に影響ないので別に設工認対象には当たらないとそういう考え方でいいんですね。
0:38:59	三菱検定のクサマです有田さんのご理解の通りです。
0:39:03	はい、わかりました。はい。
0:39:16	規制庁澤ですけども、今ご説明いただきましたけれども、この資料を見て、ちょっと
0:39:25	私の方で、どういう整理をされてんのかなっていうのは結局2ポツの申請設備の考え方として、①から③挙げられてますけれども、
0:39:35	結局は、0012載っていて、
0:39:39	安全機能を有する施設としてその事業者で、記載したものというのがやはり線になっていて、②③って書いてございますけれども、基本的に①に基づくもので、
0:39:52	構成機器として、
0:39:56	プラスアルファでですね、細かく設工認で申請されてる申請されてないっていうのはありますけれども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:02	①に売るんだなど、個別機器に対して、設個別設備の設備機器に対して、
0:40:12	安全機能を
0:40:15	求めるものなのか求めない求める必要がないのかっていう観点ですね。
0:40:20	見たら、
0:40:22	時にですね。
0:40:29	その観点で結局は未識別されているのかなというふうに理解、理解というか
0:40:38	我々は私の方は理解しました。そういったときにね、今説明されましたけれども、その部屋単位で核的制限値をする。
0:40:50	負担をしているとかですね。
0:40:52	閉じ込めについてその核的制限値を
0:40:55	個別機器で持たなくていいような、
0:40:58	量の取り扱いしかないものに対して、その閉じ込めはどうすんのって言ったときに、そういうごく少量のものは、その部屋で閉じ込めを担保しているとかですね。
0:41:08	そういう扱いのものについて、鳥井、対象としないってところの理解は、その通りでいいと思うんですけども。
0:41:21	そう線引したときにね、今申請されている、
0:41:26	安全機能を有する施設の中にですね、同じようなものも含まれてるんじゃないのっていうような、
0:41:34	ところ、現状はですね、現状がこう悪いっていうわけではなくてですね、含まれている、いますねっていうような認識でいます。
0:41:47	ちょっとすみません、感想時みたいな形ですけども、御社の資料をそういうふうに理解しましたので、特段のコメントがあるということではございませんけれども、
0:41:58	何かちょっと理解が間違っているというところがあればですね。
0:42:02	し、指摘していただければと思います。
0:42:11	三菱総研の草間ですこちらからも小澤さんの考え方に特にコメントはございません我々の考え方作業もおっしゃっていただいた考え方の認識であります。以上です。
0:42:25	規制庁田井です。私からは以上です。
0:42:38	規制庁有田です。他、どなたかコメントありますか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:47	ないようでしたら、
0:42:50	これで面談終わりたいと思いますけど、MNFの方から何か追加の
0:42:54	説明とかございますでしょうか。
0:43:02	を、
0:43:05	水資源戦略様です面談資料につきましてはこちら様特にご追加のご説明 事項とかございません。以上です。
0:43:14	はい規制庁有田です。
0:43:17	それではじゃあ、以上ということで面談終了したいと思います。お疲れ 様でした。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。